

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月5日(木)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階第3会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (14名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
3番 山崎 幸宏 委員	4番 向後 秀幸 委員
5番 関 文夫 委員	6番 石井 和美 委員
8番 椎名 由利 委員	9番 関 房男 委員
11番 金城 ハル子 委員	12番 椎名 正和 委員
14番 戸村 光男 委員	15番 土屋 玲子 委員
16番 伊藤 明美 委員	17番 佐藤 和 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 大木 健守 委員	20番 林 栄一 委員
21番 山田 恒 委員	22番 石毛 茂 委員
23番 片岡 昌美 委員	24番 高橋 健 委員
25番 五木田 善孝 委員	26番 須合 孝治 委員
27番 行木 理恵 委員	28番 熱田 善信 委員
29番 宇野 恵三郎 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (3名)

7番 伊藤 市郎 委員	10番 依知川 一成 委員
13番 菅谷 守夫 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

19番 鈴木 賢治 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市農林水産課) 職員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年9月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番関 文夫委員、6番石井 和美委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る9月3日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

15番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る9月3日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和6年8月28日に

匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、須合孝治委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。最初に、所有権移転関係の番号3番について審議・採決いたします。須合孝治委員は退席をお願いします。

(須合孝治委員 退席)

議長 須合孝治委員が退席しましたので、所有権移転関係の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番について、採決に入ります。

議案第1号の所有権移転関係の番号3番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(須合孝治委員 着席)

議 長 須合孝治委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
所有権移転関係の番号3番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の所有権移転関係の番号3番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について」、の所有権移転関係の番号3番を除き、採決に入ります。
議案第1号について、所有権移転関係の番号3番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12番 番号1番について、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転で許可要件は問題ないと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑1筆176㎡に隣接した山林部分を併せて合計400㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑1筆299㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、専用住宅及び車庫用地として畑400㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、宅地進入路用地として畑737㎡の内137㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

5番 番号1番について、売買による所有権移転で、譲受人は家族と賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたので住宅の建設を計画しています。申請地は子供の通う小学校の学区内であり、実家から近いので本申請地を選定したとのことです。申請地の農地区分は第3種農地相当で問題ないと考えます。

1番 番号2番について、譲受人は申請地に住宅を建てて義父からの使用貸借による権利設定です。雨水は敷地内浸透とし、汚水、雑排水については既設の義父所有のマンホールを経由して市道側溝へ放流するとのことで関係機関及び市建設課から許可を得ています。申請地の農地区分は第一種農地相当で、例外的規定に該当すると考えられます。

14番 番号3番について、売買による所有権移転で、譲受人は家族と賃貸住宅に居住しており、通勤・通学条件からも比較的市内中心部へのアクセスが良好であることから本申請地を選定したとのことです。住宅は木造2階建て、車庫は鉄骨平屋建てです。雨水は敷地内浸透とし、汚水、雑排水については市道側溝へ放流するとのことで関係機関及び市建設課から許可を得ています。申請地の農地区分は第一種農地相当で、例外的事由に該当すると考えられます。

12番 番号4番について、使用貸借による権利設定で、譲受人は住宅を建築予定であり、その進入路として祖母所有の本申請地を整備します。申請地の農地区分は第一種農地相当で、例外的事由に該当すると考えられます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、
質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	4件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、令和6年9月5日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。